

福県医発第8号(地)
令和2年4月1日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

日医医賠償特約保険支払い限度額引き上げについて

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり連絡がありました。

令和2年7月1日より、日医医賠償特約保険の支払限度額が引き上げられることとなりました。概要については、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年7月1日以降始期のご契約より自動的に適用されますので、特別な事務対応は不要です。

記

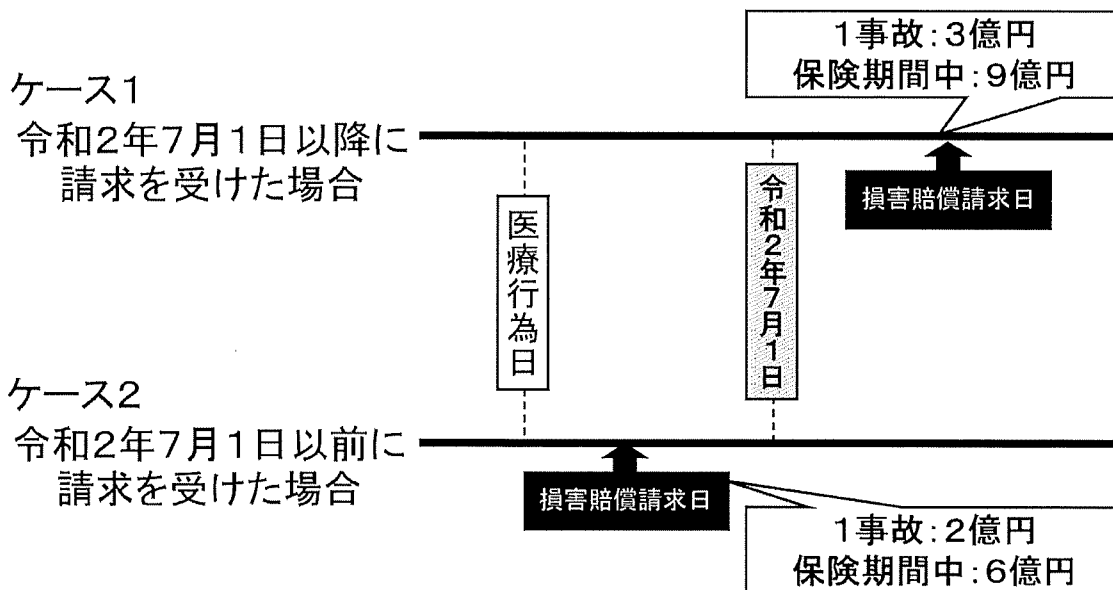
1. 変更日 令和2年7月1日
2. 変更内容

(現在) 日医医賠償保険と合算して1事故2億円、保険期間中6億円

(変更後) 日医医賠償保険と合算して1事故3億円、保険期間中9億円

※損害賠償請求日が令和2年6月以前の事故については、

1事故2億円、保険期間中6億円で現在と変わりません。



小郡三井医師会より

医事調停担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

3. 使用帳票について

- (1) 現在の帳票につきましては（緑：加入依頼書、ピンク：変更依頼書）、
支払限度額の記載はありませんので、そのままご使用いただけます。
- (2) 令和2年7月1日新規加入専用加入依頼書は、令和2年4月上旬に送付
いたしますので、未加入の先生のご案内にぜひご活用ください。
- (3) 令和2年7月1日よりスタートするご契約の被保険者証につきましては、
8月初旬に日医より加入者へ直接送付させていただく予定ですが、1事
故3億円での表示となります。

(医責329)

令和2年3月18日

都道府県医師会

医事紛争担当理事 殿

日本医師会

常任理事 城守 国斗



日医医賠責特約保険

支払限度額引き上げについて

日医医賠責特約保険の取扱い手続等につきましては、日頃より多大なご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて令和2年7月1日より、日医医賠責特約保険の支払い限度額が引き上げられることとなりました。本件関連につきまして下記の通りご連絡申し上げますので、ご周知のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更日 令和2年7月1日

2. 変更内容

(現在) 日医医賠責保険と合算して 1事故2億円、保険期間中6億円

(変更後) 日医医賠責保険と合算して 1事故3億円、保険期間中9億円

※損害賠償請求日が令和2年6月以前の事故については1事故2億円・保険期間中6億円で現在と変わりありません。

ケース1

1事故:3億円

保険期間中:9億円



ケース2

1事故:2億円

保険期間中:6億円



3. 事務取扱い

令和2年7月1日以降始期のご契約より自動的に適用されますので、特別な事務対応は不要です。

4. 使用帳票について

- (1) 現在の帳票につきましては（緑：加入依頼書、ピンク：変更依頼書）、
支払限度額の記載はありませんのでそのままご使用いただけます。
- (2) 令和2年7月1日新規加入専用加入依頼書をご希望数お送りしております
ので、未加入の先生のご案内にぜひご活用ください。
- (3) 令和7月1日からスタートするご契約の被保険者証につきましては、8月
初旬に送付させていただく予定ですが、1事故3億円での表示となります。

以上

ご参考

「令和2年4月の民法改正の影響について」

損害賠償金は一括払いを原則としていますので、将来介護費用や逸失利益の計算においては中間利息控除を行います。その際には、「ライプニッツ係数」を使用して算定されます。

この係数は、法定利率（現在5％）を基に算出していますので、民法改正による法定利率が3％に変更されることによりまして係数が増加することになります。

ライプニッツ係数

	法定利率5%（従来）	法定利率3%（変更後）
10年	7.721734929	8.530202837
20年	12.46221034	14.87747486
30年	15.37245103	19.60044135

例：年間逸失利益を500万円としますと、30年では、
これまで約77百万円でしたが、約98百万円となります。

特に、新生児重度脳性麻痺のように長期の逸失利益・介護費用が発生する事案におきましては、今まで1億5,000万円前後で計算されていた事案が、2億円を超えることも予想されます。

【実際の訴訟案件における民法改正後の予想算定額】

（あくまでも1つの事例として試算しており、全ての案件がこうなるものではありません。）

内訳	実際の算定金額	改正後の算定金額
入通院慰謝料	500,000円	500,000円
逸失利益	35,680,349円	70,798,244円
将来介護費用	67,934,968円	116,821,900円
その他	28,000,000円	28,000,000円
弁護士費用	13,210,000円	21,612,014円
合計	145,325,317円	237,732,158円